

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスとは、株主の権利を平等に保障し、企業としての継続性を担保するための枠組みであると考えております。このため、内部統制が日常活動に落とし込まれるよう組織制度の運営を図るとともに、リスク管理体制の充実を図っています。更に、企業理念や企業行動基準において、広くステークホルダーの権利・利益を尊重し、円滑な関係を構築して価値連鎖を創造することが当社の活動の原点であることを明示し、従業員への徹底に努めております。

機関設計の上では、監査役を設置しております。監査役を設置しておりますのは、相互牽制の働く健全な企業運営のためには監査役による専門的経営監視が行われることが望ましいとの考え方によるもので、監査役は、会計監査人と連携しながら、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

今後も、経営の透明性及び健全性の確保並びにアカウンタビリティの明確化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目指してまいります。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|------------|-------|
| 伊藤忠商事株式会社 | 26,996,000 | 60.34 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 2,194,500 | 4.91 |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 | 1,052,400 | 2.35 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 809,600 | 1.81 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口) | 707,300 | 1.58 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 554,000 | 1.24 |
| ITCネットワーク社員持株会 | 495,800 | 1.11 |
| 株式会社南日本銀行 | 238,400 | 0.53 |
| HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500-P | 231,200 | 0.52 |
| 有限会社福田製作所 | 160,000 | 0.36 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
|-----------------|----|

| | |
|-----------|---|
| 親会社の有無 更新 | 伊藤忠商事株式会社 (上場:東京、大阪、名古屋、札幌、福岡) (コード) 8001 |
|-----------|---|

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

伊藤忠商事株式会社は当社の支配株主であります。提出日現在の取引関係につきましては、一部の地方支社において事務所を賃借する等の取引がありますが、その金額は微小であり社会通念に照らし公正妥当な取引を行っております。

当社は、「ITCN企業行動基準」において、全ての取引先と公正な取引を行うことを定め、コンプライアンス委員会を中心に周知徹底を図るとともに、顧問弁護士や監査役監査、内部監査による定期的なチェックを行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社である伊藤忠商事株式会社の従業員より社外取締役1名、社外監査役1名を招聘していますが、経営の独立性は高く保たれており、全ての株主にとって最善の利益となるように経営判断を行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|---|--------|
| 定款上の取締役の員数 更新 | 7名 |
| 定款上の取締役の任期 更新 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 0名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | |
|-------|---------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 須崎 隆寛 | 他の会社出身者 | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む) |
|-------|------|----------------------------|--|
| 須崎 隆寛 | | 親会社の従業員並びに他会社(兄弟会社を含む)の取締役 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数の会社の社外取締役を経験しており、当社の事業分野に対する深い知識を有していることから、当該経験・知識等を当社の経営に活かしていただくことができるため。 ・当社親会社である伊藤忠商事株式会社の従業員であるが、当社の事業内容・経営実態に関する知識が豊富であり、取締役の職務執行の監督機能強化に寄与していただけるため。 |

【監査役関係】

| | |
|---|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 更新 | 4名 |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、会議や電話等により、意見交換や情報聴取を行っております。会計監査人による在庫実査等に監査役が立ち会う場合もあります。
 常勤監査役は、内部監査部による監査計画の立案にあたって助言を行い、また内部監査部から社長への報告に陪席し内部監査結果の伝達を受けております。日常的にも内部監査部と連絡を取り合い、内部監査状況を把握しております。

| | |
|---|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(1) | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 遠藤 隆 | 弁護士 | | | | ○ | | | | | |
| 阿部 紘武 | 公認会計士 | | | | ○ | | | | ○ | |
| 松井 繁和 | 他の会社の出身者 | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む) |
|-------|------|-----------------|--|
| 遠藤 隆 | ○ | 弁護士 当社独立役員 | ・法務の専門的見地からの経営監視を行って頂くため。 ・当社独立役員として選任している理由は、現在及び過去において一般株主と利益相反の生じる立場にある恐れがないと判断されるため。 |
| 阿部 紘武 | ○ | 公認会計士 当社独立役員 | ・会計の専門的見地からの経営監視を行って頂くため。 ・当社独立役員として選任している理由は、現在及び過去において一般株主と利益相反の生じる立場にある恐れがないと判断されるため。 |
| 松井 繁和 | | 親会社の従業員 | ・長年にわたる経理部門の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有し、その経験を当社の経営監視に活かして頂くため。 ・当社親会社である伊藤忠商事株式会社の従業員であるが、当社の事業内容・経営実態に関する知識が豊富であり、取締役の職務執行の監督機能強化に寄与して頂けるため。 |

【独立役員関係】

| | |
|---|----|
| 独立役員の数 更新 | 2名 |
|---|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

| | |
|--|--------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 | 業績連動型報酬制度の導入 |
|--|--------------|

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成19年3月期より、従来利益処分として支払っていた賞与を業績連動報酬として支給することとしております。当該報酬は当期純利益の計画達成度等の業績指標から月額報酬額への乗数を求める算式によって求められ、支給の決定は株主総会の決議によります。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

全取締役の報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成22年3月期においては、固定報酬として取締役5名に107百万円(うち社外取締役1名に4百万円)を支給しました。また、定時株主総会において業績連動報酬(賞与)として社内取締役4名に17百万円を支給することを決定いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役のサポートは、経営企画部において取締役会資料を事前配布することにより行っております。社外監査役については、常勤監査役が監査役会開催時のほか、随時監査に必要な情報を提供しています。監査役を補佐する使用人は任命しておりませんが、監査役が求めた場合には必要な要員が任命されること及び当該使用人の取締役からの独立について、取締役会において決議しております。社外取締役・社外監査役ともに、業務の対価としての報酬水準は内規において定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行については、業務を熟知している取締役が重要な意思決定を迅速に行うことが効率的な経営に繋がるとの考え方から、取締役が行っております。加えて、業務執行の強化を図るため、業務執行に専念する執行役員を8名置いております。代表取締役の業務執行権限に属する事項のうち、全社的な経営方針・経営計画その他の重要事項については、常勤取締役及び部門長からなるマネジメント・コミッティが原則として月2回開催され、代表取締役の諮問に応じております。同様にCSR・コミッティがあり、職場の安全(安全衛生委員会)・環境保護活動(環境委員会)・情報セキュリティ(情報セキュリティ委員会)・コンプライアンス(コンプライアンス委員会)・内部統制(内部統制委員会)等に関する事項について、当社が社会的責任を果たし、存続可能性を高めるための諸活動をこれらの検討委員会に随時行わせながら、代表取締役からの諮問に応じております。また、内部監査部が社長直属として設けられ、専任者が監査役と連絡を取りながら、内部監査規程に従い監査計画に基づいて内部監査を実施しております。

監査・監督機能については、当社の事業内容・経営実態に詳しい社外取締役1名と、社外監査役3名を含む監査役4名体制で取締役の監督機能向上を図っております。

会計監査人の監査については、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査及び内部統制監査を受けております。会計監査を実施した公認会計士は松村 浩司氏、武井 雄次氏であり、継続監査年数は公認会計士法が規定する年数を超過していません。

取締役の被選任候補者の指名にあたっては、広く優秀な経営者を求める観点から、代表取締役が起案して取締役会に諮っております。取締役の報酬決定については、固定報酬額は株主総会にて決議された総額の範囲内で、内規に従い、企業倫理の実践、企業行動基準の遵守又は長期的視点に立った組織運営などを勘案のうえ、代表取締役が決定しております。業績連動報酬額(従来賞与として利益処分の中で行っていたもの)は、当期純利益等の業績指標から報酬月額等の乗数を決定する算式で求められる額を、株主総会に諮った後に支給しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査役設置会社であります。経理・財務・法務の高い専門性を有する社外監査役3名と当社出身の常勤監査役1名が、客観性・中立性を確保した業務執行の監視を行っていることに加え、監査役会と内部監査部門は密に連携を図っております。また、当社の業界に精通した社外取締役が経営者の視点から経営執行を監視し、適切な意見を述べる等、現在の体制による経営に対する監視体制は有効に機能しているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|-----------------|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 平成23年3月期の定時株主総会においては、6月22日開催に対して6月3日に発送いたしました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 平成23年3月期の定時株主総会は、集中日を回避して6月22日に開催いたしました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 平成22年3月期の定時株主総会においては、電磁的方法による議決権行使を採用いたしました。 |
| その他 | 株主様との寛いだ意見交換を行うため、総会終了後に株主懇談会を開催いたしました。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回(第2四半期決算、本決算終了後)、アナリスト向けに説明会を実施しているほか、機関投資家向けにはスモールミーティングを随時行い、業績と経営方針についての理解を求めています。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、有価証券報告書や株式情報などの掲載に加え、四半期毎の決算説明資料、適時開示資料など、各種情報を公開しております。 ※当社IRサイト: http://www.itcnetwork.co.jp/ir/ | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営企画部IR課 事務連絡責任者: 執行役員経営企画部長 目時 利一郎 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | ステークホルダーを尊重し、ステークホルダーとの間で価値創造を継続することを「企業理念」「企業行動基準」において明記しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 主要な事業所において環境ISO認証・情報セキュリティISO認証を取得しているほか、コンプライアンス・安全衛生の確保・内部統制のための諸活動を司る委員会をCSR・コミティの傘下に設置し、ステークホルダー全般に対する利害調整に係る活動を行っております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 方針は、本コーポレートガバナンス報告書Ⅴその他2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項に記載の通りですが、「内部者取引管理規程」において重要情報の管理と社外への公表について定めているほか、具体的な手順をIR担当部署のマニュアルに定めております。 |

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法及び会社法施行規則の定めに従い、平成18年5月16日の取締役会において、当社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備する旨を決定し、平成21年3月24日に一部改訂いたしました。当該内容は同日開示しております。

当該体制には、

- ・ITCNグループコンプライアンスプログラムを定め、法令や社会倫理規範を守って事業活動を推進すべき旨を従業員に徹底すること、またコンプライアンス体制の遵守についてコンプライアンス委員会によるモニタリングを実施すること
- ・取引リスク設定や情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定めて、リスク管理を適切に行うこと
- ・取締役の職務執行に係る重要情報が記載された文書を規程に基づき適切に保存し、管理すること、また取締役・監査役によるそれらへのアクセスが確保されること
- ・子会社についても主管部署が規程に基づき経営管理にあたるとともに、ITCNグループコンプライアンスプログラムの徹底に努めて業務の適正を確保すること

等の事項を含みます。

なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとしております。

さらに、財務報告の信頼性確保と業務効率の向上のため、内部統制制度規程を定め、内部統制委員会にて整備・運用を推進しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方につきましては、ITCN企業行動基準において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨を明記し、周知徹底のため全従業員に携行させると共に当社ホームページにて開示しております。また、「内部統制システム構築の基本方針」においても、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する旨を定めております。

その整備状況につきましては、ITCNグループコンプライアンスプログラムにおいて、反社会的勢力に関する対応部署や対応方法、外部専門家への相談窓口等を定めております。また、定期的な講習会や講演会への参加及び所轄警察署や近隣企業と情報交換等、反社会的勢力の動向に関する情報に基づいて反社会的勢力による被害防止の対策、社員教育を行っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 会社情報の適時開示に係る会社の基本方針

当社は、顧客・株主・社員・社会といった全ステークホルダーとの価値連鎖を創造することを企業理念上も明らかにしております。適時・適切・正確・公平な経営情報のディスクロージャーを行うことは、ステークホルダーが適切に権利行使をする環境を整えるとともに、経営が株主価値に誠実であるかどうかの牽制を有効なものとし、コーポレートガバナンスが働くための基本的条件であると認識しております。

また、当社の主たる商材である携帯電話は、既に一人に一台近くの割合で普及し生活に不可欠なツールとなっており、全ての株主は携帯電話利用者であるとも言えます。積極的かつ継続的なディスクロージャーを通じて市場と対話し、また市場からの評価を謙虚に経営手法にフィードバックすることは、当社の事業運営上も有用であり、ひいては株主価値の向上に繋がるものと考えております。

2. 情報取扱責任者及び担当部署について

情報取扱責任者は、従業員から報告を受けた重要情報を統括し、社長承認のもと、重要情報か否かの判定、開示の要否と手段の決定を行い、また開示実務に携わる以下の担当各部署を指揮します。

取引所からの照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌る情報取扱責任者は、取締役専務執行役員（機能部門管掌）であります。

開示作業にあたっては、情報取扱責任者の統括の下で、経営企画部が開示文書作成業務及び開示業務担当しております。経営企画部は、投資者等に対して適時適切に会社情報を開示するために、当社取締役会及び各部署、関係会社の責任者や関連部署等と連携して、情報収集に努めております。

3. 適時開示に係る社内体制について

1) 決定事実について

決定事実とは、当社の業務執行を決定する機関が、当社の有価証券に対する投資家の判断に重要な影響を及ぼす事項を決定したことをいい、当該事項の決裁が社長又は取締役会の決定又は承認を得たものであるときは、開示に際して再度承認を得る必要はないものとし、取締役専務執行役員（機能部門管掌）決定の後開示しております。また、それ以外の場合、決定権限を有する部長又は部門長から報告を受けた取締役専務執行役員（機能部門管掌）は、適時開示規則に照らして開示が必要と判断したときは、開示起案者に起案を指示し、マネジメント・コミッティ審議の上社長承認を得て開示しております。

2) 発生事実について

発生事実とは、当社の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって当社の有価証券に対する投資家の判断に重要な影響を及ぼす事項が発生したことをいい、取締役専務執行役員（機能部門管掌）は、当該事実に関して報告を受け、適時開示規則に照らして開示が必要と判断したときは、開示起案者に起案を指示し、マネジメント・コミッティ審議の上社長承認を得て開示しております。

3) 適時開示について

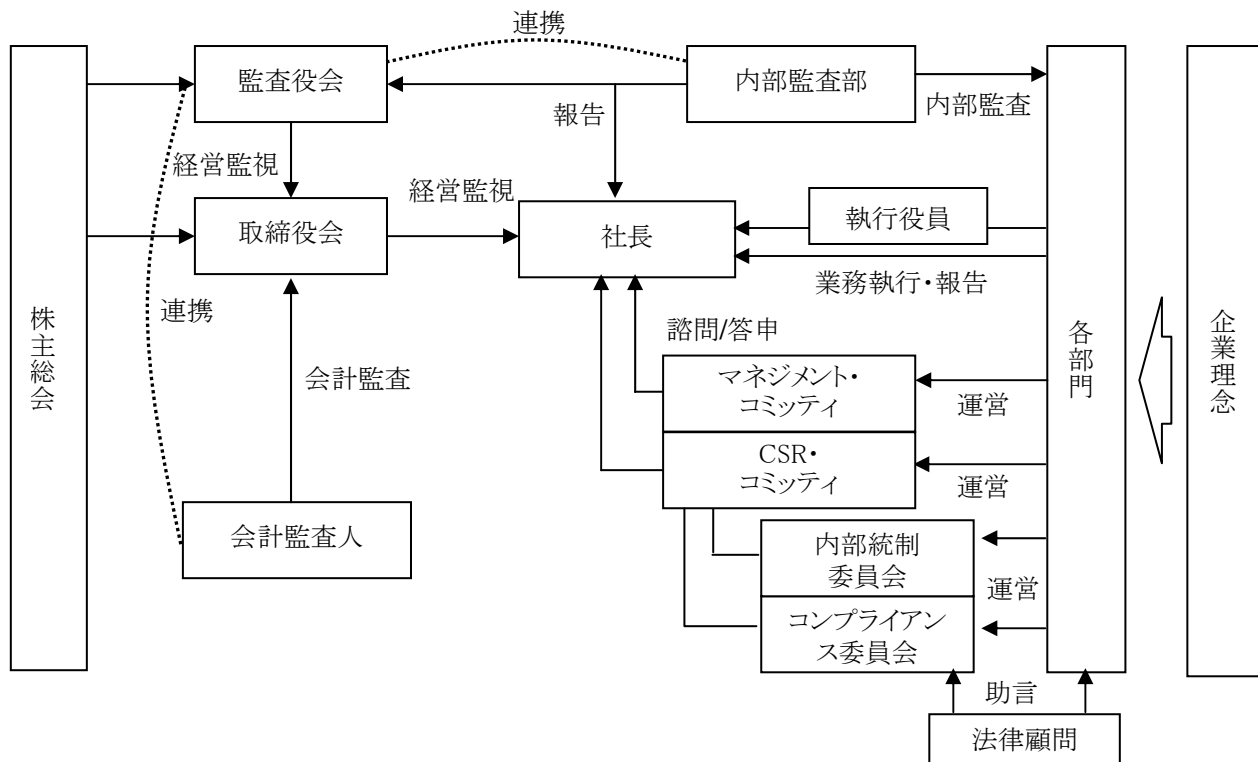
適時開示規則や開示府令等の関連規則を遵守する形で開示内容を取り纏めます。経営企画部は、重要な会社機関/マネジメント・コミッティ/コンプライアンス委員会の事務局、法務業務及び社内外広報業務の主管を兼ねており、社内発生する「決定事実」については集中的に情報管理を行うことができます。また、財務経理部は経営企画部と相互に連絡を取りながら、適正にセキュリティ管理を行いながら、主として「決算情報」を作成しております。

開示業務が適切に行われているかどうかは、社長直属の内部監査部が監査しております。また、財務経理部や経営企画部は、必要に応じて会計監査人や印刷会社といった専門家からアドバイスを受け、誤謬を防ぐようにしております。

4) 開示情報の管理について

開示情報については、情報取扱責任者が一元管理しております。

(内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図)



(適時開示体制概要書(模式図))

